

母子から寡婦への貧困の継承

寡婦調査を通して

○ 県立広島大学 氏名 田中聡子 (006587)

キーワード：貧困 子どもの自立 非正規雇用

1. 研究目的

本研究の目的は現在の寡婦の生活実態および課題について明らかにすることである。

現在、子どもの貧困、とりわけひとり親家庭の貧困に社会的関心が高まっている。しかし現状は子育てと就労の両立が難しく、子育て時間を確保するために就労形態は非正規雇用が%以上である(田中 2017)。このような状況は、子どもが成人した後の寡婦の年金や預貯金、仕事だけでなく、日々の生活に影響すると考えられる。

母子福祉は、1952年の母子福祉資金貸付法(1969年に寡婦貸付金、2014年に父子貸付金が創設)、1964年の母子福祉法(1981年に母子及び寡婦福祉法、2014年に母子及び父子並びに寡婦福祉に改正)に始まる。施行当初は、死別母子を対象とした制度設計であった。しかし次第に離別母子が増加し、現在は離別母子が85%以上になり、離別寡婦も増加しつつある。また、1960年代と比較して飛躍的に女性の平均寿命が伸び、現代社会における老後の所得保障は課題である。寡婦ばかりでなく高齢者の生活を支えるのは年金である。しかしながら、母子家庭の母親は非正規雇用が多く、収入が少なく国民年金に免除期間や減免期間があるケースも少なくない。

一方、寡婦福祉貸付金が成立した1969年当時から当事者団体である全国未亡人団体協議会(現全国母子寡婦福祉団体協議会)が死別、離別の区別なく「寡婦控除」を要求していたにもかかわらず、離別寡婦には寡婦控除はないままである。また、母子を対象とした福祉医療制度や公営住宅の優先入居制度などにおいて、寡婦は対象ではない。寡婦になれば自立した生活が求められるのである。母子家庭の経済困窮が問題となっている今日、子どもが成人した後に寡婦の生活の状況と課題について考察したい。

本研究は、文部省科学研究費(15K03935)基盤研究(C)2015年度~2017年度)「母子家庭自立支援における多様な『大人モデル』提示プログラムの試み」の一環として、実施した調査報告である。

2. 研究の視点および方法

子育てを終えた後に、生活する寡婦の生活実態を明らかにすることを目的に、成人した子どもとの関係や所得保障としての年金や就労状況が生活状況に影響していることを調査仮説としてA市およびB県母子寡婦福祉団体の会員に郵送質問紙調査を実施した。配布数1065、回収数378(回収率35.5%)であった。分析はエクセル2016およびSPSS Statistics V22.0を使用した。

3. 倫理的配慮

本研究は、「個人情報保護に関する法律」、一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理規程」「研究倫理規定に基づく研究ガイドライン」を遵守している。調査実施に関しては県立広島大学研究倫理審査委員会の研究倫理審査の承認（第16MH047号）を得て実施した。

#### 4. 研究結果

回答者の基本属性について、母子家庭になった理由は、死別66.0%、離別34.0%である。回答者の平均年齢が67.5歳、65歳以上が66.4%である。子どもを含む親族との同居が63.0%、一人暮らしが37.0%である。同居世帯のうち子どもと生活している寡婦は79.8%である。寡婦の約50%は子どもと同居していることになる。持ち家に住んでいる寡婦が80.1%である。就労収入があるは53.1%、無職が46.9%である。仕事をしている人のうちの27.7%は正規雇用であり、53.2%は非正規雇用、19.1%が自営業や内職になっている。現在の家計は「就労収入のみ」は18.8%、「年金のみ」が50.0%、「年金と就労収入」が31.3%になっている。65歳未満は「就労収入のみ」は54.5%、「年金のみ」は10.6%、「就労と年金収入」35.0%に対して、65歳以上は、「就労収入のみ」は0.4%、「年金のみ」は70.1%、「就労と年金収入」29.5%になる。65歳を超えても就労している寡婦がいる。成人した子どもに対して母から金銭的な援助をしているのは、20.8%になっている。寡婦が援助している子どもの年齢が20代は54.1%で最も多いが、40代でも27.9%になっている。「生活が苦しい」と回答しているのは43.7%になる。「貯蓄がない」が29.0%になっている。また、「生活が苦しいか否か」と子どもへの援助をクロス集計すると、生活が苦しいと回答しているほうが子どもへの援助している。

#### 5. 考察

寡婦に対する福祉政策が乏しいのは、死別寡婦を対象に当初は制度設計され、持ち家などの資産を死別母が相続し、遺族年金が寡婦の生活に貢献することが想定されていたと言える。ところが、寡婦の約4割以上は生活が苦しいと回答した。死別、離別以上の要因があると考察した。1点目は年金だけでは生活できないという点である。子どもが18歳になれば、遺族基礎年金の受給要件がなくなる。高等教育機関への進学率が高まる現在では、子どもが大学進学する頃に支出が増えるが児童扶養手当を含む社会保障が減っていくことになる。母子時代の非正規雇用が寡婦になって急に正規雇用になるとは考えにくく、子どもが経済的に自立するまでの母親の負担が大きい。2点目に子育てを終えると自分の将来を考え貯蓄をすることが推測できるが、貯蓄がない寡婦が約3割になる。さらに成人した子どもに援助をしている寡婦もいて、今後、医療や介護が必要になり支出が増加すれば親子で生活破綻のリスクもあろう。母子家庭の母だけでなく、子どもも含めた経済的な自立が達成できないと、寡婦になった後にも貧困を継承していくことになることを考察する。

#### 引用・参考文献

田中聡子 2017「母子家庭の就労と子育てに関する研究」第135回（2017年度秋季）大会  
鯉淵紘子 2000『母子福祉の道ひとすじに』（有）教文堂